

七戸町内の事業所の皆さま

七戸町「生活応援商品券」 取扱店募集！

七戸町「生活応援商品券」でお買物などができる取扱事業者（特定事業者）を公募いたします。

七戸町内の事業所で商品券の取扱を希望される場合は、事前に届け出・登録の必要がありますので、七戸町商工会または七戸町天間林商工会へお申込みください。

申込期間

令和3年1月29日(金)まで

商品券が使用できる期間中は随時受け付けいたします。ただし、各種印刷物等へ店名が掲載されるのは令和2年6月30日までに申込された方となる予定です。利用者の利便性向上のため、お早目のお申込をお願い致します。

七戸町「生活応援商品券」とは

新型コロナウイルス感染症拡大による各種対策に伴う負担軽減措置として、町内全世帯を対象に商品券が発行されます。1世帯につき10,000円分の商品券が支給されます。

商品券使用期限

令和3年1月31日(日)まで

■詳細につきましては下記までお問い合わせください。
なお、消費者の方は、七戸町商工観光課へお問合せください。

【七戸地区】七戸町商工会
七戸町字七戸48-3 ☎62-2521

【天間林地区】七戸町天間林商工会
七戸町字森ノ下48-3 ☎68-2189

(募集要項、取扱店登録申請書は各商工会にあります)

七戸町「生活応援商品券」取扱店（特定事業者）募集要項

七戸町・七戸町商工会

昨今の新型コロナウイルスの感染症拡大による各種対策に伴う負担軽減措置として、全世帯を対象とした「生活応援商品券」を発行するにあたり、「生活応援商品券」の取扱店（特定事業者）を公募いたします。

1. 事業の内容

【発行者】

七戸町

【概要】

- (1) 商品券：一世帯につき 1セット10,000円（1,000円券×10枚綴）
※内訳【共通券3枚（全店舗共通）、小規模店専用券7枚（町内資本事業者）】
- (2) 配布期間：令和2年7月 6日より（予定）
- (3) 利用期間：令和3年1月31日まで

2. 商品券の利用対象とならないもの

- 不動産や金融商品（土地・家屋の購入、保険、株式、金融機関への預入れなど）
- 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- 有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 現金との換金、商品券の交換及び売買
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業等、社会通念上不適切と認めるものに要する支払い
- 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

3. 商品券取扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用であってもお釣りは渡さないで下さい。
- 不足分は現金等で受け取って下さい。
- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責を負いません。

4. 参加資格

七戸町内に事業所、店舗等を有する事業者とし、町内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができるもの。ただし、次の事業者を除きます。

- 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業をおこなっているもの
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）が営業をおこなっているもの
- 上記2.「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

5. 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

- 利用可能店舗であることが明確になるよう、取扱ステッカーを利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。

裏面もご覧ください

- 利用者が使用される商品券について、偽造でないかの確認をして下さい。明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに七戸町商工会または七戸町商工観光課まで報告して下さい。
- 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。

6. 申し込みについて

○申し込み方法

希望される方は、この募集要項に同意のうえ、七戸町「生活応援商品券」取扱店（特定事業者）登録申請書（様式1）に必要事項を記入・捺印し、提出して下さい。

（提出先）

七戸町商工会内 ：七戸町字七戸48-3 TEL：62-2521

○申込期間

令和3年1月29日まで随時。ただし、各種印刷物に名前が記載されるのは令和2年6月中に申込された方となる予定です。

7. 特定事業者について

登録が認められた事業者に対し、七戸町「生活応援商品券」取扱店（特定事業者）登録証明書（様式2）を交付します。「募集要項」に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否や取扱店の承認を取消し、損害金が生じた場合は請求する可能性があります。

8. 換金について

- 受け取った商品券は、換金請求書（様式3）と併せて七戸町商工会へ提出して下さい。
- 商品券の裏面に取り扱い店名を記入（ゴム印可）して下さい。
- 換金の受付は原則として、毎月10日、25日に行います。支払は小切手のみとなります。10日、25日が土・日、祝日の場合は、翌営業日となります。（換金カレンダーによる）
- 初回の換金日は7月27日となります。最終の換金日は令和3年2月10日となります。期間を過ぎての換金には一切応じられません。

9. 町外資本事業所の利用制限について

- 町外資本事業所は「共通券」のみの利用となります。

今回の商品券発行に当たり、町民および町民が経営する事業所へより多くの支援が行き渡るよう計画されました。
町外資本事業所で使用できる商品券は、1セット10枚のうち、共通券3枚となり、専用券（小規模店専用券）7枚は使用および換金はできませんのでご了承ください。

（問合せ先）

七戸町商工会 TEL：62-2521 FAX：62-5229
（8:30～17:00、土・日・祝日除く）

裏面もご覧ください

登録申込期限
令和 3 年 1 月 29 日

令和 年 月 日

七戸町商工会 行

七戸町「生活応援商品券」取扱店（特定事業者）登録申請書

七戸町「生活応援商品券」取扱店募集要項を順守し、取扱店として申し込み致します。

①住 所	〒 七戸町字
②事業所名	(フリガナ)
③代表者名	印
④登録店舗名	②と同じ場合は記入不要です。
⑤登録店舗の担当者	(役職・氏名)
⑥登録店舗の連絡先	TEL FAX
⑦業種/主な取扱い品目	
⑧町外資本事業所の利用制限について	※町外資本事業所の方のみ確認願います。 ↓「共通券」のみ取り扱うことについて <input type="checkbox"/> 了解しました (チェックをお願いします)

※商品券取扱店一覧表には④登録店舗名で掲載されます。

※商品券が使用できる期間中は取扱店募集を随時行います。なお、各種印刷物に名前が記載されるのは令和 2 年 6 月中に申込された方となる予定です。